

伊良湖休暇村公園施設（道路）指定管理者運営モニタリング結果（平成30年度）

1 施設の概要

施設名 : 伊良湖休暇村公園施設（道路）
所在地 : 田原市中山町及び伊良湖町地内
設置根拠 : 自然公園法、愛知県観光施設条例（昭和41年 供用開始）
設置目的 : 優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する。また、県内の観光旅行者の利便を図る。
施設概要 : 幹線道路及び南進入路 延長 3,225.5m、幅員 6.5m
※通年利用可

2 指定管理概要

指定管理者名 : 田原市
指定期間 : 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

3 利用状況

(単位:人)

区分	30年度		29年度		増減 (①-②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
キャンプ場	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

※計画値とは、指定管理者を選定する際に提出された計画値を指します。

4 収支状況

(単位:千円)

区分	30年度		29年度		増減 (①-②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
収入計	-	-	-	-	-
利用料金収入	-	-	-	-	-
指定管理料	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
支出	-	-	-	-	-
収支差	-	-	-	-	-

5 モニタリング結果

(1) 総合評価

評価	評価内容
A	パトロールが定期的実施され、適切な管理がなされていた。

(2) 区分ごとの評価

区分名称	評価	評価内容
基本項目	A	関係法令等を遵守し適切に実施されていた。
施設の適正な管理	A	協定書等を遵守し適切に実施されていた。
サービスの維持・向上	A	適切に実施されていた。
運営等の安定性	A	適切に実施されており、問題はなかった。

【評価の基準】

S 県の求める水準を大幅に上回る A+ 県の求める水準を上回る A 県の求める水準（業務仕様書の水準）
B 県の求める水準に対して一部不十分 C 県の求める水準に対して不十分

(3) 今後の対応等

- 適切な管理がなされていたため、今後も定期パトロールや災害等発生時の連絡調整を徹底していただきたい。

6 利用者からの反応

- 特になし

7 その他

- 歩道のガードパイプの老朽化が進行しているため、他の県有施設を含めた全体の状況を把握した上で、優先順位を付けて対策を実施していく。

○ 問い合わせ先

環境局環境政策部自然環境課 調整・施設・自然公園グループ
電話：052-954-6227（ダイヤルイン）
ファクシミリ：052-963-3526
メールアドレス：shizen@pref.aichi.lg.jp